○国土交通省告示第九百二十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十三年七月十五日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年九月九日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒N－1161	騒音防止装置　日野01－A09C－06	日野　LKG－FQ1A＊＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１
㊒N－1164	騒音防止装置　日野01－A09C－08	変更なし	〃
㊒G－2212	一酸化炭素等発散防止装置　日野　A09C－TLA	日野　LKG－FQ1A＊＊＊	〃

○国土交通省告示第九百二十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十三年七月十五日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年九月九日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒N－1174	騒音防止装置　いすゞH13－F854	いすゞ　SKG－NHR85＊＊、いすゞ　SKG－NHS85＊＊、ニッサン　SKG－AHR85＊＊、ニッサン　SKG－AHS85＊＊、マツダ　SKG－LHR85＊＊、マツダ　SKG－LHS85＊＊	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号

○国土交通省告示第九百二十六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十三年七月二十五日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年九月九日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G－2269	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　M－４P10T６SKG	三菱　SKG－B＊＊＊＊＊	三菱ふそうトラック・バス株式会社　神奈川県川崎市幸区鹿島田890番地12

○国土交通省告示第九百二十七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十三年七月二十六日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年九月九日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G－2305	一酸化炭素等発散防止装置　日野　J05E－TNA	日野　SDG－HX９J＊＊＊＊、日野　SKG－HX９J＊＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１

○国土交通省告示第九百二十八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第一項の規定に基づき、MTU－Marubeni株式会社から、指定製作者等の氏名又は名称及び住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同令第十一条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十三年九月九日　　国土交通大臣　前田　武志

１．変更する指定製作者等の氏名又は名称及び住所

新	旧
MTU－Marubeni株式会社	ＭＴＵディーゼル・ジャパン株式会社
東京都中央区日本橋三丁目13番11号	東京都中央区日本橋三丁目13番11号

２．変更年月日

平成21年１月15日

３．対象となる特定装置の指定番号

ＧＳ－310

○国土交通省告示第九百二十九号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十三年九月九日　　国土交通大臣　前田　武志

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16629	トヨタ　DBA－NCZ20	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町１番地
16630	トヨタ　DBA－NCZ25	〃	〃

○国土交通省告示第九百三十号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十三年九月九日　　国土交通大臣　前田　武志

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
15486	三菱　HBD－H42V	三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝五丁目33番８号
15487	三菱　HBD－H47V	〃	〃

○国土交通省告示第九百三十一号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十三年九月九日　　国土交通大臣　前田　武志